

生産行程管理業務規程

令和 2 年 3 月 27 日

1 作成者

住所：(〒900-0025) 那覇市 ^{ナ ハ シ ツボガワ}壺川 2 丁目 9 番地 1

名称：^{オキナワケンノウギョウキョウドウクミアイ}沖縄県 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 前田 典男

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-okinawa.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ピーマン）

3 農林水産物等の名称

名称：ぐしちゃんピーマン、^{グシチャン}具志頭 ピーマン、Gushichan Piman、Gushichan Piment

4 明細書の変更

沖縄県農業協同組合（以下「JAおきなわ」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

JAおきなわは、構成員に対し、「ぐしちゃんピーマン」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア JAおきなわは、生産地及び品種等を遵守して生産したことを確認した記録として「青果ボックス」のデータ等を保存する。

イ JAおきなわは、JAおきなわが定める「選果規格」に基づき出荷した記録として「選果集計データ」等を保存する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

JAおきなわは、上記（1）のア及びイの手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JAおきなわは、生産者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

J Aおきなわは、5の(1)の周知の際に、地理的表示である「ぐしちゃんピーマン」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産されたピーマンにのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「ぐしちゃんピーマン」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

J Aおきなわは、生産者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、J Aおきなわは当該生産者の生産したピーマンについて、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

J Aおきなわは、上記6及び8に関して、「ぐしちゃんピーマン」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

J Aおきなわは、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「ぐしちゃんピーマン」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及びJ Aおきなわが行った指導等に係る資料

11 連絡先

